

鶴岡市危険空き家解体補助金交付要綱

令和元年6月3日告示第54号

改正 令和2年4月1日告示第307号

改正 令和3年3月31日告示第130号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 個人型（第3条―第8条）
 - 第3章 地域団体支援型（第9条―第14条）
 - 第4章 補助金の交付手続等（第15条―第18条）
 - 第5章 雑則（第19条・第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的及び交付）

第1条 市長は、市民の安心・安全の確保、生活環境の保全を図るため、老朽化し、危険な状態にある空き家（以下「危険空き家」という。）の解体に要する経費に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人型 危険空き家の所有者自らが当該空き家を解体する事業をいう。
- (2) 地域団体支援型 危険空き家が所在する地域の住民自治組織等の地域団体が当該空き家を解体する事業をいう。

第2章 個人型

（補助対象建築物）

第3条 個人型に係る補助の対象となる危険空き家（以下この章において「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 市内に所在する居住（併用住宅にあっては、過半が居住の用に供されているものをいう。）を目的として使用された建築物（門、塀等の工作物を除く。）であって、現に使用されていないもの

(2) 別に定める不良住宅判定基準の合計評点が次のいずれかに該当する建築物

ア 130点以上

イ 100点以上130点未満であって、かつ、危険度判定においてチェックが1以上あるもの

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 補助対象建築物の登記事項証明書（未登録の場合にあつては、固定資産税家屋台帳、固定資産税納税通知書等）に所有者として記録されている個人

(2) 前号の所有者から補助対象建築物の解体についての同意を受けた個人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 補助対象建築物が共有である場合において、当該共有者から補助対象建築物の解体についての同意を得ない者

(2) 補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合において、当該権利者から補助対象建築物の解体についての同意を得ない者

(3) 市税等に滞納がある者

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下この章において「補助対象工事」という。）は、補助対象者が実施する補助対象建築物の解体工事であつて、次の各号のいずれにも該当する者が請け負うものとする。

(1) 県内に本店若しくは営業所を有する法人又は県内に住所を有する個人

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者。ただし、建設業法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負う場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する解体工事は、補助対象工事としな

(1) 補助金の交付の決定以前に着手したもの

(2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けるもの

(3) 補助対象建築物の一部を解体するもの

(4) 解体後の土地の売却等により、解体工事費以上の収入が見込まれるもの

(5) その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、補助対象建築物の解体工事費（動産の処分費を除く。）に10分の8を乗じて得た額とし、国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を限度とする。

2 前項の標準建設費は、補助金の交付決定日を基準とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号により算出した額のいずれか低い方の額以内の額とし、50万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額

(2) 第6条第1項の解体工事費から補助対象建築物が所在する土地の評価額（固定資産税の土地の批准年度の価格（批准年度の価格に修正があった場合は修正後の価格）をいう。）を差し引いた額。ただし、土地所有者と建築物所有者が同一人又は親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）である場合に限る。

(事前調査)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による交付申請に先立って、事前調査申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付を受けようとする建築物（以下この章において「申請物件」という。）の付近見取図、配置図、写真並びに登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税家屋台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有を示す書類）

(2) 前号の登記事項証明書に共有者の記載がある場合にあっては、申請物件の解体に係る当該共有者の同意書

(3) 第4条第1項第2号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、申請物件の解体に係る当該所有者の同意書

(4) 補助対象工事の見積書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）

(5) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、事前調査申込書を受理したときは、申込書類等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、申請物件が補助対象建築物に適合するかを判定し、その結果を申込者に事前調査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

第3章 地域団体支援型

(補助対象建築物)

第9条 補助の対象となる建築物（以下この章において「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

(1) 市内に所在する建築物（門、塀等の工作物を含む。）であって、現に使用されていないもの

(2) 別に定める不良住宅判定基準の合計評点が次のいずれかに該当する建築物

ア 130点以上

イ 100点以上130点未満であって、かつ、危険度判定においてチェックが1以上あるもの

（補助対象者）

第10条 補助の対象となる者（以下この章において「補助対象者」という。）は、補助対象建築物が所在する地域の住民自治組織等の地域団体とし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 補助対象建築物の登記事項証明書に所有者として記録されている個人又はその相続人から補助対象建築物の解体についての同意を得ない者

(2) 補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合において、当該権利者から補助対象建築物の解体についての同意を得ない者

(3) 所有者が不在の場合であって、相続財産管理人又は不在者財産管理人から補助対象建築物の解体についての同意を得ない者

（補助対象工事）

第11条 補助の対象となる工事（以下この章において「補助対象工事」という。）は、補助対象者が実施する補助対象建築物の解体工事であって、補助対象者自らが行う労務費相当額が解体工事費の20パーセント以上であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する解体工事を除く。

(1) 補助金の交付の決定以前に着手したもの

(2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けるもの

(3) 補助対象建築物の一部を解体するもの（長屋住宅を除く。）

(4) その他市長が不相当と認めるもの

2 補助対象者は、解体工事の全部又は一部を第5条第1項に規定する者に請け負わせることができる。

（補助対象経費）

第12条 補助の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 重機借上料

(2) 廃材運搬費及び処分費

(3) 前条第2項に規定する業者に請け負わせる場合の解体工事費

(4) その他市長が特に認める実費

(補助金の額)

第13条 補助金の額は、補助対象経費の合計額以内の額とし、75万円を限度とする。

(事前調査)

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による交付申請に先立って、事前調査申込書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする建築物（以下この章において「申請物件」という。）の付近見取図、配置図、写真並びに登録事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税家屋台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有を示す書類）
- (2) 申請物件の解体に係る所有者又はその相続人の同意書
- (3) 前号の同意者が相続人の場合にあっては、相続関係図及び相続関係が確認できる戸籍謄本
- (4) 所有者が不在の場合にあっては、申請物件の解体に係る相続財産管理人又は不在者財産管理人の同意書
- (5) 補助対象経費の見積書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、事前調査申込書を受理したときは、申込書類等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該建築物が補助対象建築物に適合するかを判定し、その結果を申込者に事前調査結果通知書により通知するものとする。

第4章 補助金の交付手続等

(交付申請)

第15条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、同条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第3号）
- (2) 第5条第1項第2号又は第11条第2項第2号に規定する許可又は登録の通知書の写し
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(交付の条件)

第16条 規則第5条の規定により交付決定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 建設リサイクル法その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 跡地の適正な維持管理に努めること。

(軽微な変更)

第17条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、第6条又は第12条の補助対象経費の合計額の20パーセント以内の増減であって、かつ、補助金の額に変更がない場合とする。

2 規則第7条第1項に規定する補助金事業等変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施変更計画書（様式第3号）
- (2) その他市長が特に必要と認める書類
（実績報告）

第18条 規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、同項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業完了報告書（様式第4号）
- (2) 工事請負契約書又は契約内容を確認できる書類の写し
- (3) 請求書又は領収書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）
- (4) 完成写真
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

第5章 雑則

（帳簿等の保管）

第19条 規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間とする。

（その他）

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年6月3日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第307号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第130号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。